様式第１号(第５条関係)

新エネルギー等導入促進補助金交付申請書

年　　月　　日

愛南町長　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

年度において、次のとおり補助金を交付されたく愛南町新エネルギー等導入促進補助金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

１　補助対象機器　　　□ 太陽光発電システム

□ 燃料電池

□ リチウムイオン蓄電池

□ クリーンエネルギー自動車

□ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

２　設置(保管)場所　　愛南町

３　建物区分 □ 既築 □ 新築 □ 建売　※クリーンエネルギー自動車は記入不要

４　補助金交付申請額　￥　　　　　　　　　　　円

５　着工予定年月日　　　　　年　　月　　日 ※クリーンエネルギー自動車は記入不要

６　完了予定年月日　　　　　年　　月　　日

７　添付書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機種 | 太陽光発電システム、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、　　ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス | クリーンエネルギー自動車 |
| 共通 | * 住宅の位置図
 | 無 |
| * 住宅を借りている場合は、賃貸人の承諾書
 |
| * 店舗等兼用住宅の場合は、居住割合を示す書類(建物平面図等)
 |
| * 工事着工(建物購入)前の現況写真(設置予定場所が確認できる建物の全体写真)
 |
| * 事業に要する費用の内訳が分かる見積書等の写し
 |
| * 補助対象機器の仕様が分かる書類(パンフレット等)
 |
| * 補助対象機器導入計画書(別紙１)
 |
| * 町税等の滞納がない旨の申出書(別紙２)
 |
| * その他町長が必要と認める書類
 |

別紙１

補助対象機器導入計画書

１　補助対象機器の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 太陽光発電システム | メーカー名 | 太陽電池モジュール | パワーコンディショナ |
| 品名、型番 | 太陽電池モジュール | パワーコンディショナ |
| 最大出力 | kW |
| 燃料電池 | メーカー名 | 発電ユニット | 貯湯ユニット |
| 品名、型番 | 発電ユニット | 貯湯ユニット |
| 発電出力 | kW |
| リチウムイオン蓄電池 | メーカー名 | 蓄電池 | パワーコンディショナ |
| 品名、型番 | 蓄電池 | パワーコンディショナ |
| 蓄電容量 | kW |
| クリーンエネルギー自動車 | メーカー名 |  |
| 車種 |  |
| ネット・ゼロ・　エネルギー・　ハウス | 一次エネルギー消費量削減率（再生可能エネルギーを除く） | ％ |
| 一次エネルギー消費量削減率（再生可能エネルギーを加える） | ％ |
| 強化外皮基準（UA値） | W/㎡K |

２　収支内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 町補助金 | 円 | 本体 | 円 |
| 国補助金 | 円 | 周辺機器等 | 円 |
| その他補助 | 円 | 設置工事費 | 円 |
| 自己資金 | 円 | その他 | 円 |
|  | 円 | 小計 | 円 |
|  | 円 | 消費税 | 円 |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |

別紙２

町税等の滞納がない旨の申出書

年　　月　　日

愛南町長　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

愛南町新エネルギー等導入促進補助金交付要綱に基づき、次のとおり愛南町に対し町税等の滞納がない旨の申出をします。

なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

--------------------以下愛南町記入欄--------------------

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当部署名 | 費目 | 担当部署記入欄 | 確認印 |
| 税務課 | 町民税 | 有　　無 |  |
| 固定資産税 | 有　　無 |  |
| 国民健康保険税 | 有　　無 |  |
| 介護保険料 | 有　　無 |  |
| 軽自動車税 | 有　　無 |  |
| 後期高齢者医療保険料 | 有　　無 |  |
| 保健福祉課 | 保育料 | 有　　無 |  |
| 環境衛生課 | 下水道料 | 有　　無 |  |
| 町営浄化槽使用料 | 有　　無 |  |
| 水道課 | 水道料 | 有　　無 |  |
| 学校教育課 | 給食費 | 有　　無 |  |

備考　調査の対象は、補助等の対象となる者及びその世帯員全員とす

る。団体として申請する場合は、団体の構成員で補助等の対象とな

るもの及びその世帯員全員とする。